

2021年5月15日

2021年6月18日更新

緊急事態宣言発出に伴う **通勤**定期乗車券の払戻について

2021年5月16日にて緊急事態宣言が広島県に発出されるに伴い、ご不要となりました通勤定期乗車券の払戻手続きにつきましては、以下の通りとさせていただきます。

1. 対象となるお客様

上記の理由により、5月15日以前にご購入の通勤定期乗車券が不要とされたお客様

2. 対象となる乗車券

- ・ PASPY 通勤定期乗車券（通勤通学定期乗車券を含む）
- ・ 紙式通勤定期乗車券

3. 払戻しの方法等

【払戻しの窓口】

購入された窓口で対応させていただきます。

【払戻しの基準日】

5月15日（土）以降の最終ご利用日を最終使用日とみなして払戻しいたします。

※ 最終ご利用日以降に窓口にお越しになられた場合も同様に、最終ご利用日以降は使用されなかったものとみなし、払戻しを行います。

【身分証明書】

払戻しには、払戻を受けられるご本人様の身分証明書等のご提示が必要となります。

【クレジットカードでご購入のお客様】

払戻しは、ご購入された窓口でのみ対応させていただきます。

また、購入時に使用したクレジットカードの名義人ご本人でないと手続きができませんので、改めてご確認をお願いいたします。（ご家族などの代理はできません。）

払戻し手続きには、以下のものをご持参ください。

- ご購入時に使用されたクレジットカード
- クレジットカード名義人ご本人様の身分証明書
- クレジット決済のお客様控えの伝票

（ご購入時にお渡しした緑色のレシート状の紙）

【手数料】

無手数料とします。（5月16日以降のご来店が対象です。）

【払戻し額】

5月15日が最終利用日・・・発売額から5月15日までの使用済金額を差し引いた額

※5月15日以前の日が最終利用日になる場合でも、5月15日以前には遡及できません。

※残日数が少ない場合は、払戻し額が0円になる場合がございます。

<計算例> 200円区間、6ヶ月(3/6~9/5)通勤定期乗車券の場合

・券面表示定期運賃・・・45,360円，片道普通運賃・・・200円

払戻し額

= 券面金額 - {1ヶ月定期運賃×2ヵ月経過+ (区間運賃×2<往復>×使用日数)}

45,360円 - {8,400円×2+ (200円×2×10日)} = 24,560円

4. 特例措置による払戻対応の期限

こちらでご案内しております緊急事態宣言に伴う特例措置による払戻対応につきましては、2021年6月30日(水)までとさせていただきます。(2021年6月18日更新)